

令和2年 鳥取市教育委員会 11月定例会 会議録

1 日 時 令和2年11月30日（月） 13時30分 から

2 場 所 鳥取市役所本庁舎 6階 第4会議室

3 出席者

教育長 : 尾室 高志
教育長職務代理者 : 藤井 喜臣
委員 : 前田 哲雄
委員 : 山脇 彰子
委員 : 畑 千鶴乃

[事務局]

次長兼教育総務課長 : 中村 隆弘
次長兼学校教育課長 : 岸本 吉弘
生涯学習・スポーツ課長 : 中原 登
文化財課長 : 佐々木 敏彦 学校保健給食課長 : 山根 ちはる
中央図書館長 : 長本 次郎 教育センター所長 : 東田 重高
さじアストロパーク所長 : 山西 正博 学校教育課参事 : 田中 浩史
学校教育課参事 : 須崎 ひとみ 教育総務課長補佐 : 入江 卓司
生涯学習・スポーツ課長補佐 : 小谷 昇一

[傍聴者] 1名

4 会議次第

○行事報告及び行事予定について [教育総務課]

【審議案件】

- (1) 議案第24号 鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
[生涯学習・スポーツ課]
- (2) 議案第25号 鳥取市武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
[生涯学習・スポーツ課]
- (3) 議案第26号 鳥取市プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について
[生涯学習・スポーツ課]

- (4) 議案第27号 鳥取市体育館の指定管理者の指定について
〔生涯学習・スポーツ課〕
- (5) 議案第28号 鳥取市体育館の指定管理者の指定について
〔生涯学習・スポーツ課〕
- (6) 議案第29号 鳥取市プールの指定管理者の指定について
〔生涯学習・スポーツ課〕
- (7) 議案第30号 仁風閣及び宝扇庵の指定管理者の指定について 〔文化財課〕
- (8) 議案第31号 鳥取市テニス場の指定管理者の指定について
〔生涯学習・スポーツ課〕
- (9) 議案第32号 鳥取市テニス場の指定管理者の指定について
〔生涯学習・スポーツ課〕
- (10) 議案第33号 鳥取市海洋センターの指定管理者の指定について
〔生涯学習・スポーツ課〕
- (11) 議案第34号 鳥取市海洋センターの指定管理者の指定について
〔生涯学習・スポーツ課〕
- (12) 議案第35号 鳥取市歴史博物館の指定管理者の指定について 〔文化財課〕
- (13) 議案第36号 鳥取市武道館の指定管理者の指定について
〔生涯学習・スポーツ課〕
- (14) 議案第37号 鳥取市武道館の指定管理者の指定について
〔生涯学習・スポーツ課〕
- (15) 議案第38号 鳥取市因幡万葉歴史館の指定管理者の指定について 〔文化財課〕
- (16) 議案第39号 鳥取市多目的運動場の指定管理者の指定について
〔生涯学習・スポーツ課〕
- (17) 議案第40号 鳥取市多目的運動場の指定管理者の指定について
〔生涯学習・スポーツ課〕
- (18) 議案第41号 鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの指定管理者の指定について
〔生涯学習・スポーツ課〕
- (19) 議案第42号 鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の指定管理者の指定について
〔文化財課〕
- (20) 議案第43号 鳥取市あおや郷土館の指定管理者の指定について 〔文化財課〕
- (21) 議案第44号 鳥取市コミュニティ施設の指定管理者の指定について
〔生涯学習・スポーツ課〕
- (22) 議案第45号 鳥取市コミュニティ施設の指定管理者の指定について
〔生涯学習・スポーツ課〕
- (23) 議案第46号 鳥取市多目的スポーツ広場の指定管理者の指定について
〔生涯学習・スポーツ課〕

- (24) 議案第47号 鳥取市若葉台スポーツセンターの指定管理者の指定について
〔生涯学習・スポーツ課〕
- (25) 議案第48号 財産の取得について
〔学校教育課〕
- (26) 議案第49号 工事請負契約の変更について
〔教育総務課〕
- (27) 議案第50号 事業契約の変更について
〔生涯学習・スポーツ課〕

【説明・協議事項】

- (1) 令和2年度鳥取市一般会計補正予算（12月補正）について
〔各課〕
- (2) 令和2年鳥取市教育委員会10大ニュースについて
〔教育総務課〕
- (3) 鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針（素案）について
〔教育総務課〕
- (4) 学校施設の長寿命化について
〔教育総務課〕

【報告事項】

- (1) 鳥取市教育委員会ハラスメント防止要綱の制定について
〔学校教育課〕
- (2) 令和2年度通学路合同点検の結果について
〔学校保健給食課〕
- (3) ワールドマスターズゲームズ2021開催延期について
〔生涯学習・スポーツ課〕
- (4) 旧美敷水源地水道施設の特別公開について
〔文化財課〕
- (5) 第2期鳥取市スポーツ振興計画の進捗状況について
〔生涯学習・スポーツ課〕

【先回定例会の議事録】

【その他】

- (1) 次期定例教育委員会の開催について
〔12月〕 令和2年12月22日（火）13:30～ 鳥取市役所本庁舎6階 第7会議室
〔1月〕 令和2年1月26日（火）13:30～ 鳥取市役所本庁舎6階 第2会議室

5 会議概要

13時30分 開会
尾室教育長 あいさつ

○行事報告及び行事予定について
教育総務課長（資料に基づき説明する。）

【審議案件】

- (1) 議案第24号 鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第25号 鳥取市武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第26号 鳥取市プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について
生涯学習・スポーツ課長（資料に基づき説明する。）

【質疑】

(藤井委員)

改正される事項については良いと思いますが、減免のところ、高校生は減免になっていないのですよね。市の他の施設にも関わってくるので、少し考えなければいけないと思いますが、青少年の健全育成ということであれば、高校生も減免としてもいいのではないかと思いますし、65歳以上が減免となっていることはありがたいのですが、何歳から高齢者を減免するのかということも少し考えなくてはならないように感じます。鳥取市の所管する教育機関に高校がないというのも事実ですが、高校生も減免となってもいいのではないかなと思いました。そのため、今回のものは良いとして、他の教育委員会以外の施設もありますので、時代に合わせて一度考えてみられてはどうかと思います。

(生涯学習・スポーツ課長)

施設の使用料等につきましては、行財政改革課が所管しておりますので、相談してみたいと思います。

(藤井委員)

高校生が使ったときにどの程度影響があるのかわかりませんが、クラブ活動で使われる際は、影響があるかもしれませんね。

(尾室教育長)

わかりました。全庁的な問題になりますので、庁内で検討してみたいと思います。ありがとうございます。

※原案のとおり承認された。

- (4) 議案第27号 鳥取市体育館の指定管理者の指定について
- (5) 議案第28号 鳥取市体育館の指定管理者の指定について
- (6) 議案第29号 鳥取市プールの指定管理者の指定について
- (8) 議案第31号 鳥取市テニスコートの指定管理者の指定について
- (9) 議案第32号 鳥取市テニスコートの指定管理者の指定について
- (10) 議案第33号 鳥取市海洋センターの指定管理者の指定について
- (11) 議案第34号 鳥取市海洋センターの指定管理者の指定について
- (13) 議案第36号 鳥取市武道館の指定管理者の指定について

- (14) 議案第 37 号 鳥取市武道館の指定管理者の指定について
- (16) 議案第 39 号 鳥取市多目的運動場の指定管理者の指定について
- (17) 議案第 40 号 鳥取市多目的運動場の指定管理者の指定について
- (18) 議案第 41 号 鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの指定管理者の指定について
- (21) 議案第 44 号 鳥取市コミュニティ施設の指定管理者の指定について
- (22) 議案第 45 号 鳥取市コミュニティ施設の指定管理者の指定について
- (23) 議案第 46 号 鳥取市多目的スポーツ広場の指定管理者の指定について
- (24) 議案第 47 号 鳥取市若葉台スポーツセンターの指定管理者の指定について
生涯学習・スポーツ課長（資料に基づき説明する。）

【質疑】

(藤井委員)

50 ページの選定の理由のところの書き方ですが、「評価項目ごとに平均4点を下回る委員はなく」という部分が読みづらいと思います。「評価項目ごと」ですと、横に見て平均4点と捉えられると思うのですが、おそらくここで言いたいのは、縦で見て平均4点を下回る委員はおられなかったということですよね。

(生涯学習・スポーツ課長)

はい。そうです。

(藤井委員)

つまり、点数をつけた委員が平均4点を下回ることにはなかったということですよ。ね。「評価項目ごとに平均4点を下回る委員はなく」という表現をされると少しわかりづらいと感じるので、直されたほうがいいのではないかと思います。これだけではなく、文化財課の分も同様です。

(生涯学習・スポーツ課長)

はい、修正させていただきたいと思います。

(藤井委員)

もう一点、風土資産研究会は以前にも指定管理を受けておられて、引き続き指定管理を受けるということですよ。

(生涯学習・スポーツ課長)

はい。

(藤井委員)

選考の際に、提案説明を受けて質疑応答を行った結果で、採点の中に3点がついているということが気になります。10点満点中3点では不十分ということになります。私の思いとしては、説明を受けて点数をつけ、結果が出た後、不十分だったと思う個所については、説明者にもう一度説明してもらって、採用不採用を決めるというようなことが必要なのではないかと思います。今回は全体で平均4点を下回

っていないという基準に沿っているので良いですが、この基準から考えていかなければいけないのかもしれないと思っています。

(尾室教育長)

わかりました。毎年指定管理者の選考があるとは限りませんが、今後また別の施設の指定管理があるかもしれませんので、ここの部分の考え方というのを全庁的に検討するように提案するのが良いかと思います。

(生涯学習・スポーツ課長)

わかりました。提案してみたいと思います。

※「評価項目ごと平均4点を下回る委員はなく評価基準を満たしているため」という言葉を削除し、具体的な評価の内容について記載することとした。

- (7) 議案第30号 仁風閣及び宝扇庵の指定管理者の指定について
- (12) 議案第35号 鳥取市歴史博物館の指定管理者の指定について
- (15) 議案第38号 鳥取市因幡万葉歴史館の指定管理者の指定について
- (19) 議案第42号 鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の指定管理者の指定について
- (20) 議案第43号 鳥取市あおや郷土館の指定管理者の指定について
文化財課長（資料に基づき説明する。）

※「評価項目ごとに平均4点を下回る委員はなく評価基準を満たしているため」という文を削除し、具体的な評価の内容について記載することとした。

- (25) 議案第48号 財産の取得について
学校教育課長（資料に基づき説明する。）
※原案のとおり承認された。

- (26) 議案第49号 工事請負契約の変更について
教育総務課長（資料に基づき説明する。）
※原案のとおり承認された。

- (27) 議案第50号 事業契約の変更について
生涯学習・スポーツ課長（資料に基づき説明する。）
※原案のとおり承認された。

【説明・協議事項】

- (1) 令和2年度鳥取市一般会計補正予算（12月補正）について

教育総務課長（資料に基づき説明する。）

学校教育課長（資料に基づき説明する。）

教育センター所長（資料に基づき説明する。）

学校保健給食課長（資料に基づき説明する。）

生涯学習スポーツ課長（資料に基づき説明する。）

佐治アストロパーク所長（資料に基づき説明する。）

【質疑】

（藤井委員）

鳥取市のコロナシグナルの話で、鳥取市で感染者が出たら原則オンになります
が、感染しないようにきちんと環境が整えられていれば、イベント等を開催しても
よいのですよね。しかしながら、これまでの様子を見ると、コロナシグナルが
オンになっている中で大きなイベント等を開催されたことはないのですよね。

（尾室教育長）

大きなものは開催していませんが、文化財課が先日、美歎で開催していましたよ
ね。

（文化財課長）

はい。

（藤井委員）

それは、自然環境のよいところで開催したものですよね。成人式については室内
ですが、コロナシグナルがオンの状態であっても、感染防止対策を徹底して行うか
どうかという問題がありますが、私としましては、1000人を超える人が希望してお
られたら、開催する方が良いのだらうと思います。例えば、成人式直前で新規感染
者が出た場合、その感染者がどのような人かによっても異なりますので、一律に開
催中止という判断が本当に良いのだらうかと思っています。このことについて、市
長部局とよく話し合われておいた方が良いのではないかと思います。

（生涯学習・スポーツ課長）

基準として、鳥取市のコロナシグナルのオン、オフもありますし、鳥取県の警報
も注意報、警報、特別警報の3段階があります。また、国の非常事態宣言等、様々
なものがあるのですが、どの基準でどのように対応するかということも現在考えて
おります。国の見解としても、この3週間で勝負だということでしたので、12月
の中ごろには大体の様子がわかるのではないかと思います。まずはその時点で
開催するかどうかを判断させていただきたいと思います。

藤井委員がおっしゃるように柔軟に対応したいという思いもあるのですが、やは
り、心配される方もいらっしゃる、自己責任とは言っても、集まる機会を鳥取市
が提供することになりますので、対応はしっかりと考えていきたいと思ってお
ります。もし中止となった場合には、オンラインでの開催やライブ中継など、様々なパ

ターンを設け、なんとか開催できるように考えたいと思っ

ているところ

です。
(山脇委員)
成人式は、県外に出でおられる方が帰ってこられることも多々あると思うのですが、例えば東京にいる学生は、成人式の2週間前には帰ってきていただくというような条件はつけないのですか。

(生涯学習・スポーツ課長)

当日は、自己申告で海外への渡航歴の有無や、発熱がないか、濃厚接触者に該当していないかということ

を申告していただきますが、2週間前に帰ってきていただいて経過観察を行うということは求めておりません。

(山脇委員)

保護者の方も、子どもを早めに帰らせておかなければいけないのかということ

を気にしておられますので、その辺りははっきり示しておいた方が

良いのではないかと思います。自己責任だといっても、本人がどの程度把握できているかということもありますので、こちらが明確に示した方がわかりやすいのかなと思います。

(生涯学習・スポーツ課長)

学生の方ですと12月末まで授業があり、何日までに帰ってくるようにと制限を

すると、最後の授業に出ないで帰ってこなければいけないといような方も出てきてしまいますので、そこまで制限をかけることが良いのかどうかという思いです。いずれにしても、12月の中旬を目途に報告をしたいと思

います。

(2) 令和2年鳥取市教育委員会10大ニュースについて

教育総務課長 (資料に基づき説明する。)

(3) 鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針(素案)について

教育総務課長 (資料に基づき説明する。)

【質疑】

(藤井委員)

段取りの話なのですが、教育委員会の事務部局の中では、尾室教育長も含めて、この素案で大体まとまっているということですね。

(尾室教育長)

はい。

(藤井委員)

資料をいただいたばかりなので、すぐに意見を言うのが難しいというのが正直な思いですが、公式に発表する日付は決まっているのですか。

(教育総務課長)

公式に外に向けて公表する場面として、12月4日が市議会開会の日で、その中

の全員協議会で説明を行います。それから、市民の皆さまへの公表については、パブリックコメントを12月14日から1月22日という形で募集します。12月の市報にはすでに載せておりますが、募集期間はこのとおりです。12月4日に示しましたら、一旦素案としては完成となります。ただし、修正や変更等が可能なたたき台としての完成形という位置づけをさせていただきたいと思っております。

また、パブリックコメントの募集が22日で終了しましたら、最終形は3月末を目指していると思っております。従いまして、1月下旬の定例教育委員会以降、1月、2月にご審議をしていただく期間があると思っております。その際にパブリックコメントでどのような意見があったかということもお伝えできると思っておりますので、今回素案を出させていただいても、今後十分に修正を行える余地があると思っております。

(藤井委員)

事務局の作成された素案をパブリックコメントにかけられるという流れでしたらそれで良いのだと思いますが、素案もこの教育委員会で議論して、ここで決定した素案にしようということであれば少し辛いかなと思います。

また、22ページは、(3)が適正基本方針の策定で(4)が決定となっておりますが、策定と決定で分かれているのは、どのような違いがあるのでしょうか。教育委員会にかけられる方針を事務局がつくるのが策定で、決定は教育委員会で行うということでしょうか。

(教育総務課長)

はい、そうです。

(藤井委員)

では、策定は事務局案ということですね。ただし、策定と決定は同じ3月なので、策定と決定で内容が大きく変わるわけではないと思っておりますので、策定段階で教育委員の意見は入ってくるということですよ。

(教育総務課長)

はい。

(藤井委員)

それは1月や2月の教育委員会で意見が出たものを入れて作成されるということですよ。一応議決機関なので、素案を議決するというのも変な気がしますので、今は基本的には、事務局の案をパブリックコメントにかけるのが、いいのではないかと思います。

(尾室教育長)

はい、わかりました。もし今、何点かお気づきの点がありましたらお願いできますか。

(藤井委員)

2ページの「責任ある議論」というのが重たく感じて、「地域での議論」というような言葉ではいけないのだろうかと思いました。

(校区審議室)

「責任ある議論」というのが、13期以降使用している表現で、その真意は地域の方と議論していくうちに、感情的な議論が先行して非常に苦しんだという経緯があり、感情的になる気持ちはわかるのですが、将来的な子どもの環境に責任を持ったうえで議論をお願いしたいという思いで以前から使っている言葉です。

(藤井委員)

それであれば、「将来を見据えた議論」というような言葉でもよいのではないかなと思います。あくまでも私個人の感覚ですが、責任ある議論という言葉は重たいように感じます。

また19ページの学校の新設の部分に、「中学校単独では適正な規模に達しないため、義務教育学校の新設が検討されるべき」と書いてありますが、これは高草中学校のところに新しい義務教育学校をつくった場合ということですよ。

(校区審議室)

はい。

(藤井委員)

やはり中学校単独では適正な規模には達しないのですか。

(校区審議室)

20年後を想定すると、現時点で高草中学校はおおよそ2クラスくらいになるという計算で、先程の適正規模というところからすると、少し足りません。義務教育学校にしていくと適正な規模として成り立つということを含めて検討をお願いしますというような書き方になっております。

(藤井委員)

わかっている人にはわかるかもしれませんが、一般の方が見られたら、この書き方ではわからないのではないのでしょうか。

(山脇委員)

今、事務局が把握されているそれぞれの校区の学校の課題と、保護者と職員が感じる課題にギャップがあるのではないかと思います。その部分のすり合わせをしていかないと、話がなかなかまとまらない気がします。そうであれば、校区ごとに考えてくださいとおっしゃる時に、事務局として思うそれぞれの課題について投げかけるというようなことがあっても良いのではないかと思います。

(校区審議室)

2ページの最初の部分に書いているのが事務局としての思いですが、やはりこのような基本方針が出てきますと、地域の方からは、どの学校がなくなるのかという

ようなことが先行してきます。それは事務局としても本意ではありませんので、まず現状を把握していただくということを地域の皆さまにも、事務局としてもしていきたいと思っております。基本方針ですので、あまり個別具体的なことを入れることはできませんが、今後、地域ごとに説明会を行う際、地域の方に対しては、子どもの推移がどのようになっていくかというようなことについて説明していきたいと思っております。そのため、そこまでの段階で、話し合う期間を作りましょうということで、どの学校がどうなるというようなことを言うものではありません。また、基本方針も配置案ではございませんということを書いております。

(山脇委員)

ぜひそれは積極的に説明会でお話しいただいた方が、保護者の方々もよくわかると思います。

(校区審議室)

はい、ありがとうございます。

(教育総務課長)

補足です。15ページ以降の部分は、前回の答申にも似たようなものがありましたが、答申では事実しか書かれていなかったものを、今回のものは答申からもう少し踏み込んで、課題提起をするような形で書いております。以前の答申の際には数行しか書いていなかった内容ですが、今回はそれぞれの課題について、事務局なりの考えをお示ししております。

(藤井委員)

19ページの、「このあと述べる「千代川以西の小学校区」の学校のあり方」というのはどこを指すのでしょうか。

(校区審議室)

すぐその後の「今回のブロック分けでは」以下の部分を指しています。

(藤井委員)

わかりました。学校の編入と学校の新設は、並行して基本方針で取り上げなければいけないのでしょうか。私としましては、既存の学校に編入するのがまずベースであって、ただ、考え方によっては新設もあるというような話であるべきだと思っていたのですが、並列でよいのかどうかという思いがあります。

(校区審議室)

はい、おっしゃるとおり答申をそのまま尊重した形になっておりますので、このあたりは出し方も含めてご議論いただきたいところです。

(教育総務課長)

編入と新設について校区審議会では話題となったきっかけが、今の世紀小学校が建て替えの時期を迎えるということでした。建て替えの時期を迎え、建て替えを行ったらまさに編入となります。しかしながら、中学校の規模も徐々に小さくなってい

くような状況で、今のままですとどうしても閉塞感があるので、義務教育学校という新しい風を呼ぶべきではないかというのが校区審議会の話のなかでは大きくあったものです。そのため、校区審議会としては、どちらかといいますと新設の気持ちが強かったのですが、そうはいつでもやはり私たちも考える際に、新設を前提に話を進めるのもどうかということで、校区審議会に敬意を表しながらも、このような形で書かせていただいたということです。

(藤井委員)

私の意見としましては、校区審議会とはさらに異なる形になりますが、編入をベースとして考えるべきなのではないかという思いです。

また、このブロックだけとても丁寧な感じがするのですが。

(尾室教育長)

はい。答申の際はこの素案よりさらに丁寧なものでした。

(藤井委員)

この太字の部分がなくても議論にはなるのではないかと思うのですがどうでしょうか。

(尾室教育長)

上の部分に書いている、千代川西側の小中学校に通学するか、学校を新設するかということだけでも議論になるということですね。この太字部分は、あえて答申を踏まえて書いているということですよ。

(校区審議会)

はい。答申では、素案で書かせていただいているものの倍ぐらいの割合がこのエリアに割いてありましたので、その気持ちを受けて書いているということです。

(藤井委員)

わかりました。

それから、21ページの「地域協議の例」という言葉ですが、例といいながらも、このような流れで協議してほしいということですよ。

(校区審議会)

基本的にはこの流れで行っていただきたいという思いもありますが、エリアによってはこの工程を行っている間に合わないため、早急に進めていただかなければいけないところもございます。そのため、1つの基本的なパターンとして、このような書き方になっております。

(藤井委員)

例という言葉が逆に軽いように感じますので、表現を少し考えられると良いと思います。

(校区審議会)

はい、検討します。

(藤井委員)

それから、最後に教育委員会に要望書を提出してもらわないといけないものなの
でしょうか。教育委員会も一緒になって作るものですので、要望書というよりは意
見書の方が適切でないかと思います。言葉の受け止め方としてどうかなと思いまし
た。

(尾室教育長)

わかりました。「意見書を取りまとめて提出していただきます」というような書き
方の方がよいかもかもしれませんね。そのあたりは調整させていただきます。

(4) 学校施設の長寿命化について

教育総務課長（資料に基づき説明する。）

【報告事項】

(1) 鳥取市教育委員会ハラスメント防止要綱の制定について

学校教育課参事（資料に基づき説明する。）

【質疑】

(畑委員)

前回の意見を踏まえて、再検討していただきありがとうございます。1ページの
定義の部分で、力の偏りについて、今一度校長先生や管理職の先生方に伝えていた
だきたいと思います。これを理解していないと、ハラスメントを対等な関係性の中
で起こった当事者間の喧嘩であるとか、恋愛感情のもつれであるというように理解
されてしまって、声をあげることのできなかつた人が職場から去っていなければ
ならないというのがハラスメントの根強い問題です。このような取り組みが組織化
されることはとても大切なことだと思いますし、働きやすい職場づくりに向けて本
当に大きな前進だと改めて思います。ハラスメント対策担当者が置かれるというこ
とですので、しっかり力の偏りを起こさせないということを根底に持っている方
を、配置していただきたいなと思います。

(学校教育課参事)

ありがとうございます。校長会の方でも、ハラスメント対策の担当者選考の際に
は、きちんと職員の中で信頼できる方を選んでいただきたいというように改めて伝
えていきたいと思います。

また、相談があった時の対応について、相談対応マニュアルに、今畑委員が言わ
れたようなことが大切であるということを入れさせていただいております。もし起
こった場合に、すぐ相談できるという体制が大切だと思っておりますので、改めて
学校長にも伝えていきたいと思います。

(藤井委員)

教育委員会ではハラスメントの研修を行いますか。

(学校教育課参事)

学校でもハラスメントの方針の研修を行いますし、前回の教育委員会で、市教委でもこのような研修をやっていかなければいけないというご意見もいただきましたので、機会を捉えて行っていかなければいけないと思っております。

また、県の方でもハラスメント防止に関する研修がありまして、管理職が受けるということが基本になっています。そういったところでしっかりと研修を行っていきたいと思います。

(2) 令和2年度通学路合同点検の結果について
学校保健給食課長 (資料に基づき説明する。)

(3) ワールドマスターズゲームズ 2021 開催延期について
生涯学習・スポーツ課長 (資料に基づき説明する。)

(4) 旧美敷水源地水道施設の特別公開について
文化財課長 (資料に基づき説明する。)

(5) 第2期鳥取市スポーツ振興計画の進捗状況について
生涯学習・スポーツ課長 (資料に基づき説明する。)

【先回定例会の議事録】

【その他】

(1) 次期委員会の開催について

[12月] 令和2年12月22日(火) 13:30～ 鳥取市役所本庁舎6階 第7会議室

[1月] 令和2年1月26日(火) 13:30～ 鳥取市役所本庁舎6階 第2会議室

教育長 以上で11月定例教育委員会を終了します。

閉会 16時30分